**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)**（R7年度版）

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>**  **訪問介護員等の員数**（条例第６条　省令第５条第１項）  ○　訪問介護員等が常勤換算方法で２．５人以上配置されていることが確認できませんでした。この配置基準については、最小限の員数として定められたものです。当該事例は人員配置基準を満たしませんので、すみやかに、人員配置基準を満たすよう措置を講じてください。  **サービス提供責任者**（条例第６条　省令第５条第２項）  〇　人員配置基準違反に該当する事例がありました。速やかに人員配置基準を満たすよう措置を講じてください。  【指導事項の例】  ・　常勤専従のサービス提供責任者が配置されていませんでした。  ・　サービス提供責任者の配置人数が、事業所全体の必要数を満たしていませんでした。利用者４０人又はその端数を増すごとに１人以上を配置してくだい。  ・　サービス提供責任者として配置する非常勤職員の勤務時間は、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の２分の１以上となるようにしてください。  **管理者**（条例第７条　省令第６条）  ○　当該法人の役員である管理者の勤務実績が出勤簿やタイムカード等により管理されていないため、常勤であることが確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等により勤務状況を管理してください。  **サービス提供の記録**（条例第２０条　省令第１９条）  〇　サービスを提供した際には、利用者の心身の状況その他必要な事項をサービ  　ス提供記録等に記録してください。  〇　サービス提供責任者はサービスが訪問介護計画に沿って実施されているか把握し、助言、指導等必要な管理を行ってください。  **訪問介護計画の作成**（条例第２５条　省令第２４条）  〇　サービス提供責任者は、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得てください。  〇　訪問介護計画を変更したときは、利用者から同意を得てください。  〇　居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供してください。（居宅サービス計画、訪問介護計画、実際のサービス提供の相違等）  〇　訪問介護計画には、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を記載してください。  ○　提供するサービスの内容を変更する場合は、居宅サービス計画の見直しを依頼し、それに沿った訪問介護計画を作成のうえ、サービスの提供を行ってください。  **勤務体制の確保等**（条例第３２条　省令第３０条）  〇　併設の住宅型有料老人ホームと兼務する訪問介護員の勤務状況が確認できませんでしたので、出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。  〇　法人の役員である管理者兼サービス提供責任者の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。  ○　訪問介護員等が併設の有料老人ホームの業務を行っていますが、有料老人ホーム職員としての業務時間は、当該訪問介護事業所としての勤務時間に含められません。事業所ごとの勤務実績を作成するなど、勤務時間を明確にしてください。  **<告　示>**  **特定事業所加算**  〇　以下の点を改善してください。  　・　定期的な会議は、おおむね１月に１回以上開催し、会議の開催状況の概要  　　を記録してください。  　・　会議には、グループ別に複数回開催するなどの対策を行い、全ての訪問介  　　護員が参加してください。  　・　全ての訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施  　　時期等を定めた研修計画を作成し、研修を実施してください。  　・　サービス提供責任者は、担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情  　　報や留意事項（ＡＤＬや意欲、主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家  　　族を含む環境、前回のサービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項）を文書等（電磁的記録を含む。）の確実な方法（文書の手交、ＦＡＸ、メール等）により伝達してください。  　・　サービス提供終了後、担当する訪問介護員等からサービス提供の状況について適宜報告を受け、文書等により記録し、次回の訪問介護員等へ文書等での確実な方法により伝達してください。  　・　全ての訪問介護員に対して、健康診断を定期的（少なくとも１年以内ごとに１回）に実施してください。  　・　緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を利用者に明示してください。  　・　（特定事業所加算（Ⅰ）について）要介護度が４・５等の重度要介護者等の割合を２０％以上としてください。常勤のサービス提供責任者を２人以上配置してください。  **緊急時訪問介護加算**  〇　算定した利用者について、要請のあった時間や経緯、居宅介護事業所の介護支援専門員との連携等を記録してください。  〇　訪問介護員の訪問時に急変した利用者の対応のために延長して訪問介護を行った場合に算定していた事例がありました。  〇　緊急時訪問介護加算は、利用者又はその家族等からの要請に基づいて緊急に訪問した場合のみ算定してください。  **初回加算**  〇　訪問介護計画を作成せずに初回加算を算定している事例がありました。当　該事例は算定要件を満たしません。  〇　初回加算を算定した利用者について、サービス提供責任者が初回もしくは、初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行うか他の訪問　介護員に同行した記録が確認できない事例がありました。当該事例は算定要件　を満たしません。  **<国通知>**  **指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について**  **（２人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い）**  ○　２人の訪問介護員等による訪問介護を行う利用者については、居宅サービス計画又は訪問介護計画にその理由（必要性）を記載してください。  **（早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い）**  〇　早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱いについて、居宅サービス計画、訪問介護計画のいずれにも、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にない訪問介護に加算を算定している事例がありました。当該事例は、算定要件を満たしません。  **（同一敷地内建物等)**  ○　事業所と同一建物の有料老人ホームに居住する利用者について、同一建物減算をせずに介護給付費を請求していました。当該事例は同一建物減算の対象となります。  ○　事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者について、同一建物減算をせずに介護給付費を請求していました。当該事例は同一建物減算の対象となります。 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| ○　重要事項説明書について、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直  　近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載してください。  ○　通院等乗降介助を行う事業所は、運営規程の指定訪問介護の内容として、通院等乗降介助を記載してください。  ○　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療系サービスを併せて利用している者）に交付する領収証には、医療費控除対象額（生活援助中心型以外の介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**